

県では外国人観光客の受入環境整備及びコロナ禍で顕在化した新たな観光需要に対応する体制整備を行う県内の観光関連事業者を支援するため、多言語表記等の整備、SDGs・脱炭素をテーマとした観光需要に対応したコンテンツ開発、デジタル技術を活用した業務効率化等に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

1 神奈川県内に観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者

2 神奈川県内の観光地における店舗・事業所等を運営する者

3 神奈川県内の宿泊事業者

※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者を除く。

補助の対象事業

代表例を記載しています。詳細はホームページをご確認ください。

1 外国人観光客の周遊に資する受入環境整備事業



● 外国人対応整備事業

- ・多言語観光ウェブサイトの制作・多言語観光案内板の設置
- ・多言語音声案内ツール整備
- ・公衆無線LAN機器の購入 等



● トイレ整備事業

- ・和式トイレの洋式化
- ・温水洗浄便座の新設

2 新たな観光需要への体制整備事業

マイクロツーリズム、SDGsなど、多様な観光需要に新たに対応するための整備を実施するもの。



● マイクロツーリズム、アドベンチャーツーリズム、高付加価値化に対応した事業

- ・コンテンツ開発
- ・モデルコース・ツアーの造成
- ・アプリやウェブサイトの作成 等



● SDGs・脱炭素をテーマとした観光需要に対応する事業

- ・コンテンツ開発
- ・モデルコース・ツアーの造成
- ・アプリやウェブサイトの作成 等



● バリアフリー対応整備事業

- ・段差解消整備・手すりの設置
- ・ピクトグラム等案内板整備 等



● 災害時対応整備事業

- ・非常用電源装置の購入
- ・非常時における無料で利用可能なスマートフォン等携帯電話の充電スポットの設置 等



● デジタル技術を活用した観光需要の創出や業務効率化(観光DX)推進事業

- ・宿泊カードのオンライン化
- ・非対面決済の導入・セルフレジの設置
- ・システム開発、設備整備
- ・デジタルマーケティングの実施 等

※1 国、本県及び他の地方公共団体から補助金の交付を受けた事業を除く
※2 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象外

募集期間

令和5年7月3日(月)～8月31日(木)

e-kanagawa 電子申請
受付は先着順です

※募集期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。
申請方法等の詳細は、県のホームページからご確認ください。

申請から交付までの流れ



詳しくは _____

神奈川県 受入環境整備費補助

で 検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/hoiyokin/ukeirekankyouhoiyokin.html>

お問合せ先

神奈川県 観光客受入環境整備費補助金事務局

☎045-285-0289

受付時間

平日 9:00～12:00
13:00～17:00

※通話料は発信者のご負担となります